

利用方法

利用するにあたっては事前申請が必要です。

①相談

対象者に該当する方で、利用のご希望がある方は、子育て世代包括支援センターにご相談ください。



②申請

利用が適当と認められた方は、利用希望日の2週間前までに市役所こども支援課に申請書を提出してください。

持ち物：母子健康手帳と印鑑



③承認

市役所こども支援課から利用登録決定通知を送付します。



④利用調整

市役所こども支援課と利用希望日の調整を行います。



⑤宿泊施設へ連絡

利用者から委託施設へ手続き等の確認のため連絡をしてください。



⑥支援の実施

支援が終わりましたら、利用料を委託施設へ直接お支払いください。

※利用の変更、または利用を取りやめる場合には、市役所こども支援課に連絡すると共に、委託施設に直接連絡をしてください。



出産後に、自宅に戻っても手伝ってくれる人がいない、お産や育児の疲れで体調がよくない、赤ちゃんのお世話や生活リズムがわからない、授乳がうまくいかないなど、出産後の育児等に支援が必要な方を対象にケアを行います。



入間市子育て世代包括支援センター

いるティーきっず とよおか（入間市役所 こども支援課）☎2964-1111

内線 2341・2342

お母さんと赤ちゃんの生活のリズムづくりのため、市が委託している施設に宿泊して母体や乳児のケアを受けます。

利用対象者

以下のすべてに当てはまる**産後2カ月未満**（お子さんが満2か月になる前日まで）の母親と赤ちゃん

- ・入間市在住であること。
- ・お母さんが育児不安又は心身の不調があること。
- ・市内に家族等がおらず、十分な援助が受けられないこと。
- ・母子ともに医療行為が必要でない方



利用日時・回数

- ・利用日：月曜日から日曜日 ※年末年始（12/29～1/3）を除く
- ・利用回数：1回の妊娠出産につき**4泊5日**を限度とします。
※ベットの空きがない場合は、ご希望どおりに利用できないことがあります。

内容

- ・母体ケア：母乳ケア、心身のケア、育児相談等のサービスを提供
- ・乳児ケア：授乳指導、沐浴指導、児の発育観察等のサービスを提供

※医師による対応ができないため、感染症の方や、特別な食事を必要とされる方の受け入れはできません。

※乳児のみの受け入れはできません。

※12歳未満の児童は、病院の規定により入室できません。

※宿泊に必要な物は、各自ご持参ください。



委託施設：
独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院
所沢市若狭2-1671
☎04-2948-1111

利用料金（自己負担額）

- ・1泊2日につき（大部屋・食事代込）12,000円（公費負担28,000円）
- ・1日延長ごとに6,000円の追加料金がかかります。
※非課税世帯の方は、自己負担半額（前年度の非課税証明書が必要）
※生活保護世帯の方は、自己負担なし（被保護証明書が必要）
- ・ベットの空床状況によっては、個室を利用いただく場合があります。その際の個室料金は別途ご負担いただきますのでご了承ください。
- ・多胎の場合については、別途費用がかかりますのでご了承ください。
- ・その他、特別なサービスを受ける場合は自己負担となります。

追加料金の一例

項目	内容	追加料金	備考
個室利用の場合	1泊2日	12,000円（税抜）	1日延長ごとに6,000円の追加料金
多胎の場合	1泊2日	10,000円（税抜）	1日延長ごとに5,000円の追加料金

キャンセル

※食事をキャンセルされても利用料金は変わりません。

※キャンセルにつきましては、前日（土日祝日、年末年始は含みません）の午後5時15分までに市役所こども支援課に連絡してください。それ以降のキャンセル及び無断キャンセルをされますと、キャンセル料（1日あたりの利用料金）をいただきます。

